有機燐の空中散布やめた

群馬県知事の大英断

ついに、有機燐の空中散布に立ちはだかる知事が出た。本誌はこれを機に47都道府県にアンケート。さて、群馬に続くのは――。

ライター　長谷川　熙

『マリー・アントワネット』などの伝記文学で著名なオーストリアの作家シュテファン・ツヴァイク（1881～1942）は、『人類の星の時間』という作品の序文で、単なる事象の連続に過ぎないような歴史にも、星の輝きに似た決定的、創造的一瞬がある、という意味のことを記している。

その趣旨を汲み取って、空想の「ツヴァイク賞」を設けるとしたら、その受賞者には誰よりも小寺弘之群馬県知事を推薦したい。パフォーマンスを嫌う人柄のようなので、記事のこんな書き出しは氏には耐え難いかもしれないが、我慢していただきたい。以下はその「推薦文」である。

日曜日の5月14日夕、小寺知事はトレーナー姿で、何げなく郵便受けを見に行った。4人の子供は独立し、妻と2人で前橋市内の知事公邸に住んでいる。郵便受けには、郵便局を経ていない分厚い書類袋が入っていた。投げ込みだ。

発端は「投げ込み」

袋から知事への要望書、学術論文、資料が出てきた。たまにマニアが何かを入れていく。「また難しいものが……」と思いつつ、知事は目を通した。差出人は市内に住む「環境病患者会代表　山田幸江」。主眼は有機燐系農薬の散布規制にあるようだった。

翌日は、朝から庁議があった。知事はこの書類袋を携え、簡単に事情を話して、

「小澤さん、検討してみて下さい」

と、そっくり渡した。「小澤さん」とは、群馬県衛生環境研究所の小澤邦寿所長のことである。小澤氏の体験では、投げ込みを小寺知事が庁議に持参して議題にしたことはない。しかも、訴えが農薬に関してなら、所管は第一義的には農業局だ。ところが知事は、医師でもある小澤氏に処理を委ねた。

次の月曜日、5月22日の庁議で知事は、無人ヘリコプターによる有機燐農薬空中散布の自粛を要請するという決意を明らかにした。小澤氏が出した意見書も踏まえた判断だった。知事の方針に基づき、無人ヘリでの有機燐空散を進めてきた農業局も6月6日、群馬県産業用無人ヘリコプター適正利用推進協議会に対し、散布の自粛を求めた（群馬県での農薬空中散布は現在は大型の有人ヘリではなく、地上で操縦する小型無人ヘリで実施されている）。

ツヴァイクに従えば、「人類の星の時間」が煌めいた瞬間は、長文の要望書の大意を知事がつかみ、思考回路に何かがよぎった時だったのだろう。

それにしても、若いころ旧自治省から群馬県庁に移り、主要課長を経て総務部長、副知事、そして知事4期という一つの典型的出世コースを無難に歩んできた人物が突如、暴風域へと舵を切ったのだ。ツヴァイクなら、書かずにはいられない題材だろう。

9割が無人ヘリ投入

農薬の空中散布や有機燐問題に関して、アエラは6月22日付で47都道府県にアンケートした。その回答を見ると、欧米先進諸国とは対照的に、日本ではいかに農薬猛散布の体制がなお全速自動回転しているかがよく分かる。それも、総じて農地と住宅地が混在する国であるのに、だ。

松食い虫対策として松林に散布している場合も含めると、全都道府県の8割で有人ヘリ、9割で無人ヘリが投入されている。有人ヘリによる田畑への散布をやめた府県でも、無人ヘリは使われている。そして有機燐問題については判で押したように、

「国が農薬として登録しているので、安全性に問題はない」

という趣旨の回答になっている。

そんな中で、いくら神経・精神毒性などが深刻でも、効き目があるといわれる上に比較的安い有機燐農薬を、空中散布に限るとはいえ自粛させるのは、好んで嵐に突き進むような行為だった。しかし、だからこそ小寺知事には一番に冒頭の賞が授与されるべきだろう。

そして、知事がこの決定を下す端緒を作ったのは山田幸江さんであり、山田さんの主治医の青山美子内科小児科医師（前橋市）である。青山医師は、有機燐による人体障害の重大性と深刻さを臨床の立場から警告し続けてきた。

記者の手元に、知事から託されて小澤氏が作った5月18日付の意見書がある。その中に、こんなくだりが見られる。

「有機リンによると考えられる健康被害はすでに県内で発生しており、衛生環境研究所の特別研究でもそのメカニズムを医学的に立証しつつある。その中で有機リンが成長期の児童の神経系の発達を障害する可能性が高いことも判明した。……県民の健康、特に子供の健やかな成長に悪影響を及ぼすリスクと、有機リン剤の空散中止のデメリット（不利益）は、その重大性（人体への影響）を考慮すると、とても同列に論ずることができない」

殺菌、殺虫用など毒性物質の農薬類は、農薬取締法令に基づいてメーカー側が各種の毒性試験などをする。危害防止方法を講じれば人畜に危険を及ぼすおそれはない、などと行政側に判断された薬剤だけが農薬として登録され、使うことを許される。それぞれの使用基準も設けられ、それに反したら違法だ。

欧米では規制進む

1961年に登録が始まった有機燐農薬も同様だ。酵素の一つアセチルコリンエステラーゼの働きを阻害することが知られていた急性毒性などの試験は行われ、前記の条件を満たすとみなされたものは登録、使用されてきた。

しかし近年、特に欧米での有機燐毒性研究は進展著しく、アセチルコリンエステラーゼ以外の多くの酵素が有機燐に阻害されて神経・精神障害を含む深刻な慢性中毒を起こすことが、分子レベルで確認されてきている。

有機燐は分解が早くて体内には蓄積しない。だが、1立方メートル当たりナノグラム（10億分の1グラム）単位の微量でも、長期あるいは反復してさらされると、諸酵素の活性が妨げられて自律神経や中枢神経に障害が出て、鬱や統合失調症に似た症状などが発生する。さらには循環器系への毒性や免疫毒性、胎児の発達を遅らせる生殖・発達毒性なども突き止められている。最新医学論文を公開しているアメリカのインターネットサイト「PubMed」には、有機燐慢性中毒についての研究論文が200以上も報告されている。

こうした状況を受けて、欧米では有機燐をはじめ農薬全体の規制が進んでいる。欧州連合（EU）は2003年、850品目あった農薬の有効成分のうち320品目の登録を抹消した。農薬の総使用量も激減している。日本で広く散布されている有機燐系の有効成分はアセフェートやフェンチオンがEU全域で使えなくなったほか、他の有機燐も各国の規制によってほとんど使われなくなっている。

メーカーと農水省反撃

とりわけ日本では、無人ヘリの普及が憂慮される。有人ヘリによる散布では農薬が広範囲に飛散する危険性があり、田畑には投入しない自治体が増えているが、その失地を回復するかのように無人ヘリが急速に広まった。米欧では見られない光景だ。

無人ヘリには農薬を少ししか積めないので、濃度を高め、少量でも満遍なく行き渡らせるために噴射粒子を細かくする。従って農薬は早く気化し、呼吸器や血管に入

農薬の空中散布

（47都道府県にアンケート。散布の有無は回答時点で、過去については省略）

有人ヘリによる散布
- 農業用（松食い虫対策を含む場合も）
- 松林のみ
- していない

小型無人ヘリで散布
- 農業用（松食い虫対策を含む場合も）
- していない

有機燐系農薬に関する考え方
- 農薬取締法の登録農薬は使用基準に従っていれば問題ない
- 左記以外
- 内の回答は要旨

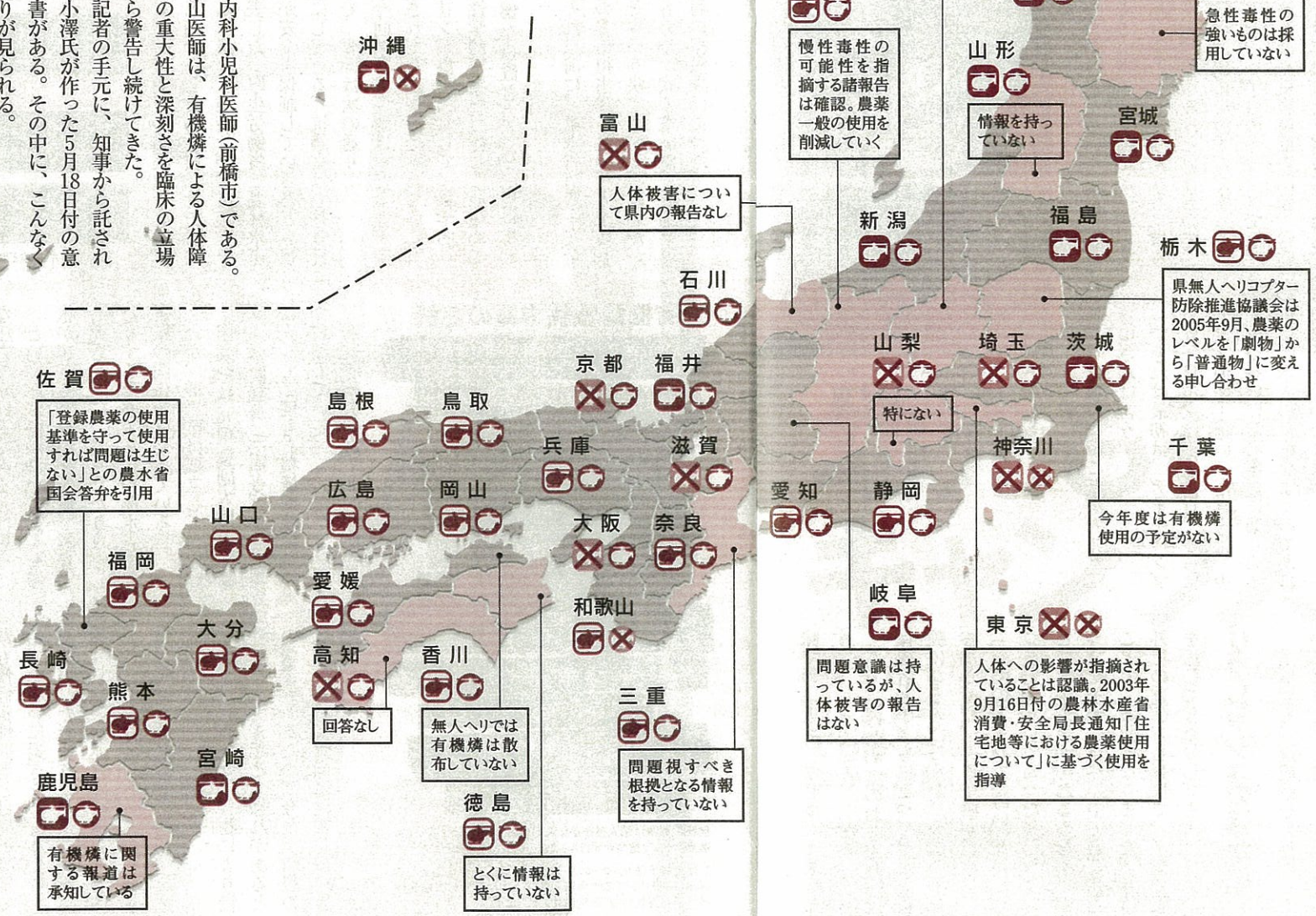

る。粒子によっては肺から血液に直行する。有機燐がそのまま静脈注射されているに等しい。

「これは勘です」

小寺知事は、郵便受けへの投げ込みを県の大政策に取り上げたことについてそう話すが、県内の患者たちの危機感が臨界状態に達しつつあるタイミングでもあった。

05年にアエラで5回にわたって報じたように、有機燐慢性中毒の惨状は全国に潜在していると推定されるが、行政上は放置されている。しかし、群馬県では患者の直訴が通じ、県政が農業側の壁を突破して、協力を取りつけることができた。

しかし案の定、小寺知事の決定に対し、正会員の農薬メーカー46社と商社など賛助会員30社で構成する「農薬工業会」が、抗議文を発表した。厚生労働省と農林水産省が安全を保証していることを根拠にしている。抗議文は6月2日付で、要旨は次の通りだ。

「今回の自粛要請は、安全性が確保されて登録が認められている有機リン系農薬に対して、科学的・毒性学的事実を考慮しない極めて遺憾な措置と言わざるを得ません」

それ以前に、農水省消費・安全局の農薬担当課・室の2人からも「そういう決定をするのはいかがなものか」式の電話が、群馬県農業局の担当課にあった。

欧州では廃止され、日本では使われている主な有機燐殺虫剤

有効成分	主な商品名	主な用途
アセフェート acephate	オルトラン	農地で野菜、果樹に。家庭園芸の樹木・草花用にエアゾル、スプレー、土に混ぜる粒剤として
ジクロルボス dichlorvos、DDVP	テス、バポナ、バナプレート、VP	農地で野菜、果樹、茶に。ビニールハウスで燻蒸剤や吊り下げ型プレート、屋内で液剤や吊り下げ型プレートとして。電車、レストラン、スーパー、デパート、美術館でも使用。ペット用ノミ取り首輪も。（世界保健機関は「高度に有害な物質」に分類）
ダイアジノン diazinon	ダイアジノン	農地で稲、野菜、果樹に。土中の害虫駆除用粒剤として。レストラン、電車、ビルでも液剤やマイクロカプセルとして
フェニトロチオン fenitrothion、MEP	スミチオン	農地で稲、野菜、果樹、茶に。公園、街路樹、庭、学校の樹木、松枯れ防止用にも。レストラン、電車、バス、スーパー、病院、会館、官公庁、保育園に液剤やマイクロカプセルとして。下水道の害虫駆除に燻蒸剤。畳の防虫処理、防虫シート、防虫スプレー。シロアリ防除剤
フェンチオン fenthion、MPP	バイジット	農地で稲、じゃがいもに。畳の防虫処理、防虫加工紙にも使用
トリクロルホン trichlorfon、DEP	ディプテレックス	農地で稲、野菜、果樹に。公園、街路樹、庭、学校の樹木に。屋内で害虫の駆除に

イギリスなど欧州諸国では有害物質として廃止。国内の使用状況は三省堂『農薬毒性の事典』などに基づく

また、農水省が都道府県の担当者を呼んで開いた会議で、農水省側は都道府県に対し、群馬県からの出席者もいる前で「群馬県のまねをしないように」と警告する発言をした。

「問題なし」回答の裏で

先進諸国から甚だしく立ち遅れた日本の現状を、たとえ一歩であろうと取り戻そうとする懸命の努力をしているのに、それを支えるどころか水をさす農薬工業会や農水省について群馬県当局者からは、「予想通りの反響だったが、相当な圧力のかけ方であるとは思う」という声が聞かれた。どんな惨状が起きているかを各地で調査・研究もせずに、強弁したり攻撃したりする農薬工業会や農水省を群馬県の関係者は憂えている。

だが、群馬県は孤立していない。

国会では元環境副大臣の加藤修一（しゅういち）参院議員（公明党）が、06年に入って2度も有機燐問題について質問している。

都道府県アンケートへの回答の中にも、興味深い要素が含まれている。ほとんど記述のない投げやりな自治体も少なくなかったが、思いがけにじんでいるような、何かを訴えようとしているかのような文面もあった。

担当省への皮肉もこもっているのか、有機燐問題については前述のように「国が登録しているので問題ない」と、判で押したような回答が押し寄せはした。

また、「判押し」ではない回答をしている都県であっても有機燐散布自体を問題視しているとは言えないし、有機燐を空散していない県も慢性毒性問題とは別の事情でしていないに過ぎないようだ。

だが、その一方で、真の情報が欲しいという趣旨の書き込みが併記されている場合もあった。ある県は判押し的な回答に加え、こう記している。

「近年、有機リン化合物により慢性障害を引き起こす恐れがあるとの報告もあるため、今後、情報の収集に努め、動向に注視していきたい」

判押し的な回答ながら文面にすっきりしない響きがある県に電話してみたら、「状況次第では、すぐにも有機燐散布をやめたい」という返事だった。

アンケートなどから判断する限り、少なくとも数自治体は判押し的回答でカムフラージュしつつも、群馬県に励まされるように内部で真剣な検討がなされている様子がうかがえる。

「行政災害」の連鎖

戦後の日本は、昭和30年代に米独での警告を無視してサリドマイドを使い続けて多数の身体障害者を生み出して以来、行政がいたずらに死者や被害者を発生・増大させたり、不安状態をつくり出す連続だった。水俣（みなまた）病、薬害エイズ、牛海綿状脳症（BSE）、アスベスト（石綿）被害など、枚挙にいとまがない。この行政災害の連鎖に、いままた有機燐が加わりつつある。それも、未曽有（みぞう）の深刻さを予感させる。

やはり小寺知事は、冒頭の賞に推薦されなければならない。

有機燐慢性中毒の症例

- 頭痛／めまい／目の異常（ぼやける、乱視のようになる）
- 胃痛／下痢／便秘／吐き気／嘔吐
- 不眠／傾眠
- 倦怠感／体力の低下
- 運動の協調性喪失（つまずくなど）
- 食欲不振／摂食障害（拒食、過食）
- 冷感（手足の冷え）／低体温
- 鬱／不安／人格の変化／見当識の喪失（時間・場所、周囲の人・状況などを正しく認識することができなくなる）
- 記憶の欠落／記憶力・思考力・知力の低下
- 免疫力の低下
- アレルギー疾患の発症や悪化（ぜんそく、花粉症、アトピー）
- 小児の多動にも関係

症状の有無は個人差がかなり大きい。有機燐は無味・無色・無臭なので、気づかずにさらされている場合がほとんど

米国疾病予防センターのホームページ、石川哲・北里大名誉教授「有機リンの慢性中毒」、2003～04年度の厚生労働科学研究費補助金・研究報告書などによる

重要無形文化財306人の世界
週刊朝日百科
週刊 人間国宝
■定価560円（税込）■毎週火曜日発売
10号 木竹工①
木工芸 黒田辰秋
中川清司・村山 明
朝日新聞社